

意見書第 1 号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を別紙のとおり地方自治法
第 9 9 条の規定により提出する。

令和 7 年 6 月 2 5 日提出

提出者	総務財政常任委員長	海 沼 秀 幸
同	総務財政常任副委員長	倉 嶋 真 史
同	総務財政常任委員	柳 沢 貴 雄
同		須 藤 直 樹
同		川 口 啓 介
同		柿 田 有 一
同		山 木 綾 子
同		桐 野 忠
同		中 原 秀 文

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）

再審制度は、三審制の下で確定した有罪判決について、一定の重大な瑕疵があった場合にこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続である。

えん罪は有罪とされた者や家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない国による重大な人権侵害である。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合に、速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っている。

通常審については、戦後まもなく刑事訴訟法が改正され、刑事手続における基本的人権の保障と公正な裁判を実現するべく詳細な規定が置かれたほか、近年でも、証拠開示制度の整備、国選弁護制度の拡充、取調べの録音・録画等刑事手続の改善が進められている。

しかし、再審手続について定める刑事訴訟法第4編は、今なお戦前の規定がほぼ踏襲され、審理手続を具体的に定めた規定はないに等しい状態にある。現行法に基づく過去の再審事件では、袴田巖さんの再審の例を見るまでもなく、証拠開示が不十分で著しく遅かったこと、検察官抗告によって手続が長期化したなどの課題が挙げられる。

また、1963年に発生した狭山事件においては、えん罪の可能性を指摘する声が強く上がっている。

えん罪を減らすことはできても絶対に無くなることはない。慎重な裁判を行うことでその誤りを防ぐ三審制が採用されているにもかかわらず、幾つもの再審無罪判決が出されてきたことを考えれば、再審に係る確固たる手続を整備する必要性は明らかである。

一方で、2024年3月から再審制度の見直しを求める超党派の国会議員連盟が始動し、2025年3月には法制審議会に再審規定を検討する部会が設置された。よって、国においては、改正機運の高まったこの機会を逸することなく、これら課題を踏まえ必要な検討を進めた上で、できるだ

け速やかに刑事訴訟法の再審規定を改正することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日

川越市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

宛て